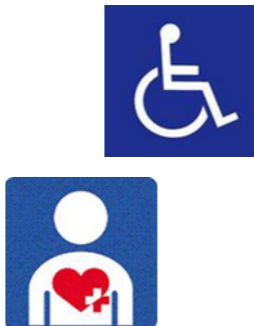


障害程度ごとの該当手当一覧表(すべての方が該当する手当を受給できるわけではありません)

障害程度 対象制度	身体障害者手帳				療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳	
	1	2	3	4~6	①	A	B	C	1	2・3
障害児福祉手当 (国) 対象:20歳未満	①	①			①				①	
特別児童扶養手当 (国) 対象:20歳未満	②	②	②		②	②	②		②	
特別障害者手当 (国) 対象:20歳以上	③	③			③				③	
在宅心身障害者福祉手当 (市)	④	④	④※		④	④	④※	④※	④	

※年齢による制限があります。詳しくは受給要件をご確認ください



● 第4次狭山市総合計画の策定に向けて市民会議が提言書を提出

9月26日(金)、第4次狭山市総合計画策定市民会議から、狭山市のまちづくりに関する提言書が提出されました。



この市民会議は、平成28年度から37年度までの第4次狭山市総合計画基本構想と平成28年度から32年度までの前期基本計画を策定するにあたり、市民参画による計画づくりを進めるために設置したものです。無作為に抽出された市民の方々と各種団体に所属されている方々、合わせて70名で構成され、委員の皆さんが7つの分科会(環境共生、健康福祉、都市基盤、産業経済、教育文化、市民生活、計画推進)に分かれ、今年4月から7回の検討を重ねて提言書を作成しました。

今後、市では、この提言書などを踏まえ計画案を策定し、公表していきます。なお、提言書は行政資料室と各地区センターで閲覧できます。

問合せ政策企画課へ内線7133

● 「狭山市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定

市では、昨年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、国や埼玉県の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、8月に「狭山市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

この方針では、いじめから児童生徒を守るために、児童生徒に関わる大人の一人ひとりが、次のことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかで、いじめ防止に取り組むこととしています。

- ▶いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である
- ▶いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである

※この方針は、ホームページでご覧いただけます
問合せ教育指導課へ内線5652

障害者の自立を支援する手当

障害のために常時介護を必要とする方が、自立した生活を送れるよう、国や市では手当の支給を行っています。今回は、その中から4つの手当の受給について、対象の目安となる障害の程度と、要件などをお知らせします。

障害者自身やその養育者に対する手当には、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、在宅心身障害者福祉手当の4つの種類があります。あなた自身や周りの方で受給できる場合は、申請してください。

障害者手帳があれば受けられるとは限りません

本手に支援が必要な方に手当が行き渡るよう、ここで紹介する手当を受給するには、審査が必要で、障害者手帳をお持ちの方すべ

てが、手当を受給できるとは限りません。

まずは、11ページ上の一覧表で該当する手当を見つけ、それぞれの手当の要件を満たしているか確認してください。要件を満たしていない場合は、手当を受給するこ

とができません。

また、要件を満たしている一方で、障害の状態などによっては、受給することができない場合があります。詳しくは障害者福祉課までお問い合わせください。

なお、手当の中には、医師の診断書に基づく審査を必要とするものがあります。この審査で使用する様式の診断書は、障害者福祉課の窓口で配付しています。

① 障害児福祉手当

20歳未満で在宅の重度障害児に対して、経済的・物質的な負担を軽減するための手当です。

なお、手当の受給には、原則として医師の診断書が必要です。

- ▼施設に入所していない
- ▼障害を支給理由とする年金を受給していない
- ▼特別障害者手当、経過的措置による福祉手当のいずれかを受給していない
- ▼支給金額月額1万4千140円
- ※所得による制限があります

② 特別児童扶養手当

身体や精神に重度の障害のある児童を養育している方の、経済的・精神的負担を軽減するための手当

です。

なお、手当の受給には、原則として医師の診断書が必要です。

▼施設に入所していない

▼障害を支給理由とする年金を受給していない

※所得による制限があります

③ 特別障害者手当

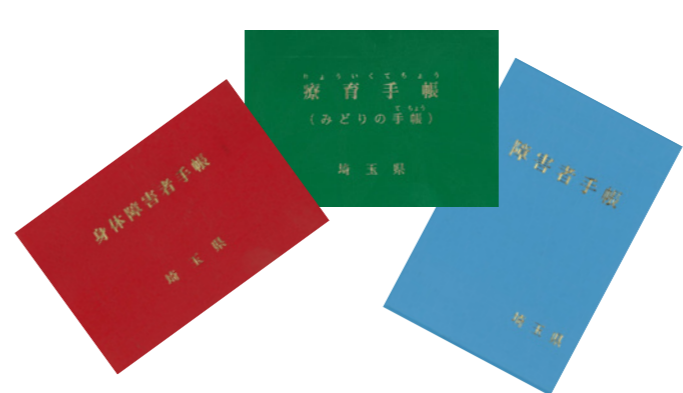
身体や精神に重複した重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護を必要とする方の精神的・物質的な負担を軽減するための手当です。

なお、手当の受給には、原則として医師の診断書が必要です。

- ▼施設に入所していない
- ▼3か月以上継続して入院をしていない
- ▼障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当のいずれかを受給していない
- ▼支給金額月額2万6千円
- ※所得による制限があります

④ 在宅心身障害者福祉手当

施設などに入所せず、自宅で暮



らしている障害者の経済的・精神的負担を軽減するための手当です。なお、平成22年4月1日以降に対象となる手帳を取得された方で、65歳以上の方は手当の申請をすることができません。

受給要件

- ▼施設に入所していない
- ▼特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当のいずれかを受給していない
- ▼住民税が課税されていない
- ▼身体障害者手帳3級で20歳未満
- ▼療育手帳Bで20歳未満
- ▼療育手帳Cで20歳以上

手帳区分	月額
身体障害者手帳	7千円
療育手帳①・A・B	7千円
療育手帳C	3千円
精神障害者保健福祉手帳	7千円

要件に該当しなくなったら

すでに手当を受給している方で、受給要件に該当しなくなつた場合は、市に届け出る必要があります。施設に入所するなど受給要件を満たさなくなつた場合は、速やかに障害者福祉課までご連絡ください。

問合せ
障害者福祉課へ内線1591